

「内閣府本府組織令の一部を改正する政令」について

令和6年12月20日
内閣府大臣官房総務課制度室

1. 題名

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

2. 改正の趣旨

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第86号）において内閣府設置法（平成11年法律第89号）における内閣府の所掌事務から「法令全書に関すること」を削除するなどの改正が行われたことに伴い、内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）に規定する大臣官房等の所掌事務から「法令全書に関すること」を削除するなどの改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本政令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布日：令和6年12月20日

施行日：令和7年4月1日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。